

岩手県教育委員会
教育長 佐藤一男 様

2025 年 6 月 10 日
日本共産党岩手県委員会
委員長 菅原則勝
日本共産党岩手県議団
斉藤 信
高田一郎

防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書 2024」の 小学校への配布に関する申し入れ

岩手県教育委員会は、2025 年 4 月 7 日付の東北防衛局企画部長名の「『まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書』について（ご案内）」の要請文書に応えて、4 月 10 日、小学校・義務教育学校と各市町村教育委員会に各 1 部配布する措置を取りました。4 月 15 日の県指導主事会議において配布されました。

防衛省が作成した「はじめての防衛白書 2024」には、「戦争が起きないようにするためには『抑止力』が大切です」と強調し、敵基地攻撃能力の保有となる「スタンド・オフ防衛能力」「統合防空ミサイル防衛能力」などの強化を強調しています。石破自公政権が進めている異常な大軍拡を合理化、推進する内容となっています。

また、「ウクライナは、どうしてロシアに攻め込まれたの？」と質問を設定し、「ウクライナのロシアに対する防衛力が足りなかったことがあります」と述べています。これは事実にも反するだけでなく大軍拡を推進する口実に利用するものです。ロシアによるウクライナ侵略は「各国の主権の尊重と領土の保全」という国連憲章に反する侵略行為であり、絶対に許されるものではありません。国連総会では繰り返しロシアの侵略行為を非難し、「ウクライナからのロシア軍の撤退や戦闘の停止、可能な限り早期に平和を実現する」ことを求める決議が採択されています。欧州安全保障協力機構という平和の枠組みが生かされず、「力対力」による対抗と分断に陥り、それが戦争につながる背景となりました。「ロシアのウクライナ侵略」を大軍拡の口実に利用することは許されません。

日本国憲法は、「第二章 戦争の放棄」を定め、第 9 条は、①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。一と明記しています。

防衛省作成の小学生向け「はじめての防衛白書 2024」の内容は、明らかに憲法に反するとともに、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有と強化をめざし、大軍拡を推進、合理化するものです。

戦争のない東アジアと世界を実現するためには、東南アジア諸国連合（ASEAN）の取り組みが示すように、粘り強い「対話と協調」の積み重ねによって平和の地域共同体を作り上げた経験に学ぶべきです。

「軍事対軍事」の悪循環に陥ることなく、日本政府こそ、憲法 9 条に基づく「外交」で「対話と協調」を積み重ね平和の体制の構築をめざすべきです。こうした立場から以下の対応を講じることを申し入れます。

記

- 1、憲法の精神に反し、大軍拡を合理化する防衛省発行の「はじめての防衛白書 2024」は、直ちに学校から回収すること。
- 2、東北防衛局からの要請は、あくまで「案内」であり協力できないことを通知すること。

以 上